

～鹿屋市中小企業等経営効率化支援事業～

売上向上等のために**設備投資**を行う

「頑張る事業者」を支援します！

ウィズ・アフター
コロナ

◆補助対象者

■経営の効率化に向けて、新たな事業用設備等の導入に取り組む商工業者。

◆補助内容

■補助率

小規模事業者 2/3 (上限 50万円)

中小企業者 1/2 (上限 100万円)

補助対象事業の詳細は
裏面に記載しています

■補助対象経費

事業で使用する機械・装置・器具・備品の新規導入に必要な経費
(導入に伴う施工費、運搬費は対象になります。)

※対象経費の合計額が、小規模事業者の場合は30万円以上、中小企業者の場合は40万円以上となること。
ただし、購入する機械・備品等は1点あたりの価格が10万円以上であることが条件です。

◆補助要件

■市内に本社を有する商工業者であること。

■補助対象事業は、裏面に記載するものに該当し、目標数値基準を満たしていること。

■申請に必要な事業計画書を、鹿屋商工会議所又はかのや市商工会の指導を受けて作成すること。

■市税に滞納がない者

※その他、詳細はお問い合わせください。

◆申請期間

■令和4年8月15日～令和4年10月14日

※申請前に購入したものは、対象になりません。

申請先・問い合わせ

●鹿屋商工会議所 (TEL:0994-42-3135)

●かのや市商工会 串良本所 (TEL:0994-63-3032)

吾平支所 (TEL:0994-58-6020)

輝北支所 (TEL:099-486-1171)

申請書類は上記機関の他、鹿屋市商工振興課窓口でも受け取れます。

市商工振興課 (TEL:0994-31-1164)

補助対象事業一覧

補助対象事業	対象となる機械・備品等	事業計画における目標数値
① 新商品（新サービス）の開発	既存事業の販路開拓・売上向上につながるもの （購入事例） ●テイクアウトや移動販売のために必要な器具 ●新サービス開始にあたり必要な機械	・売上3%以上向上
② 事業再構築（新分野展開、業態転換）	事業や業種の転換、事業再編につながるもの （購入事例） ●飲食業から菓子製造業を開始するにあたり必要な機械・装置 ●業態転換のため新たな製品の開発や販売に必要な器具	・売上3%以上向上
③ 事業基盤整備・事業拡大 ※創業2年以内の事業者が対象	創業者の事業促進のため、生産性向上及び顧客満足度向上等につながるもの （購入事例） ●店舗の陳列棚や空調機器など事業促進につながる器具 ●事業周知のために必要な電子看板等の備品	・売上3%以上向上
④ カーボンニュートラルへの対応	消費電力又はCO₂排出の抑制につながるもの （購入事例） ●電化製品の更新を図ることで省エネにつながる機械・装置 ●脱炭素化を図り、環境保全につながる器具	・消費電力10%以上削減 ・CO ₂ 排出量20%以上削減
⑤ DXの推進	デジタル技術活用による事業改革につながるもの （購入事例） ●オンライン事業への転換を図るために必要な機器 ●社内全体のデジタル化を図り、業務効率化につなげる機器	・経費3%以上削減 ・作業効率20%以上向上

その他の注意点

- 国、県その他団体が実施する補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある経費は補助対象外となります。
- 購入する機械・備品等については、鹿屋市内の事業者から調達してください。
- 購入先への支払い方法については、金融機関への振込に限ります。